

## 第64回国民体育大会セーリング競技東北ブロック大会(予選会)帆走指示書

### 1 適用規則

この大会のレースには、セーリング競技規則(以下「競技規則」という。)に定義された規則を適用する。

### 2 参加資格

レース公示に定める参加資格を満たし、参加申込みの手続きを完了した個人又は団体とする。

### 3 競技者への通告

競技者に対する通告は、閉上ヨットハーバー研修棟前に設置された公式掲示板に掲示する。ただし、必要があるときは、本部船に掲示することがある。この場合において、L旗を掲揚して注意を喚起する。

### 4 帆走指示書の変更

帆走指示書に変更がある場合は、最初のレースのスタート予告信号の60分前までに公式掲示板に掲示する。

### 5 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、宮城県閉上フィッシャリーナ休憩所東側の信号柱又は屋上に掲揚する。
- 5.2 AP旗が陸上で掲揚された場合、競技規則におけるレース信号AP旗に関する規定中の「1分」を「60分以降」と読み替える。
- 5.3 緑色旗が音響信号2声とともに掲揚されたときは、「出艇を禁止する。」ことを意味する。音響信号1声とともに降下されたときは、これを解除することを意味する。

### 6 レースの日程

- 6.1 実施するレースの数は5とし、日程を次のとおりとする。

6月27日(土)

12:15	成年男子国体ウィンドサーフィン級	第1レース予告信号
-------	------------------	-----------

引き続きレースを行う。

成年男子国体ウィンドサーフィン級のレースに続いて、2009東北ヨット選手権大会のレースが行われるので注意すること。引き続きのレース及び翌日のレースについても同様とする。

6月28日(日)

09:15	成年男子国体ウィンドサーフィン級	この日最初のレースの予告信号
-------	------------------	----------------

引き続きレースを行う。

6.2 引き続き行なわれるレースの予告信号の時刻は、本部船に掲示する。

6.3 レースの最終日は、12時51分以降に予告信号を発しない。

## 7 クラス旗

使用するクラス旗は次のとおりとする。

国体ウィンドサーフィン級	国体ウィンドサーフィン級旗
--------------	---------------

## 8 レースエリア

レースエリアは、別図1(「レース海面」)のとおりとする。

## 9 コース

9.1 レースのコースは、別図2のとおりとする。(トラペゾイドコース)

コース図は、レグ間のおおよその距離、角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークの通過する側を示している。

9.2 予告信号以前に、本部船にマーク4からマーク1へのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9.3 使用するコースは次のとおりとする。

9.3.1 予告信号とともに国際数字旗1が掲揚されたとき……コース1

9.3.2 予告信号とともに国際数字旗2が掲揚されたとき……コース2

## 10 マーク

10.1 マーク1、2、3、4はアラビア数字で1、2、3、4と表示された黄色の円筒形ブイとする。

10.2 スタートマークとフィニッシュマークはオレンジ色旗を掲揚しているポールとする。

## 11 スタート

11.1 レースは、競技規則26を用いて、予告信号をスタート信号の前5分とし、スタートさせる。

11.2 スタートラインは、スターボードの端にある本部船のオレンジ色旗を掲揚しているポールとポートの端のスタートマークとの間とする。

11.3 予告信号が発せられていないクラスの艇は、スタートエリアを離れ、予告信号が発せられたすべての艇を避けなければならない。

11.4 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは競技規則付則A4を変更するものである。

## 12 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク(又はフィニッシュライン)を新しい位置に移動する。この変更は、マークがまだ新しい位置になくても、先頭艇がそのレグを始める前に信号が発せられる。変更したレグに続くレグは、コースの形状を維持するために変更することがある。その場合、更なる信号は発しない。

## 13 フィニッシュ

フィニッシュラインは、レースコミッティーボートのオレンジ色旗を掲揚しているポールと、スターボードの端のフィニッシュマークとの間とする。

## 14 報告書の提出

競技規則44.1に基づきペナルティーを履行した艇又はリタイアした艇は、抗議締切時間内にレース委員会事務局にペナルティー履行報告書又はリタイア報告書を提出しなければならない。

## 15 タイムリミット

競技規則28.1に基づき、かつ競技規則29及び30に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後、15分以内にフィニッシュしない艇は、「フィニッシュしなかった」と記録される。これは、規則35とA4.1を変更するものである。

## 16 抗議と救済の要求

16.1 抗議書はレース委員会事務局で入手できる。抗議書は抗議締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。

16.2 抗議締切時間はそれぞれのクラスごとに、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後60分とする。

16.3 抗議の当事者である競技者又は証人として名前があげられている審問に関わっている競技者への通告は、抗議締切時刻後15分以内に公式掲示板に掲示される。

16.4 レガッタの最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。

16.4.1 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内

16.4.2 再開を要求している当事者がその当日に判決を通告された後30分以内

これは、競技規則66を変更するものである。

## 17 得点

17.1 得点は、競技規則付則Aに規定する「低得点方式」を適用する。各艇には、レースごとに次の表の得点が与えられる。

	正規にスタートし、フィニッシュした	着順と同じ数の得点
DNC	スタートエリアにこなかった	(当該種目参加艇数 + 1) 点
DNS	スタートしなかった(DNCとOCS以外)	(当該種目参加艇数 + 1) 点
OCS	スタートラインのコースサイドにいて競技規則 29.1 又は 30.1 に違反した	(当該種目参加艇数 + 1) 点
ZFP	競技規則 30.2 に基づく 20%ペナルティー	(着順 + 当該種目参加艇数 × 0.2)点 (小数点以下第 1 位を四捨五入)
BFD	競技規則 30.3 に基づく失格	(当該種目参加艇数 + 3) 点
DNF	フィニッシュしなかった	(当該種目参加艇数 + 1) 点
RAF	フィニッシュ後にリタイアした	(当該種目参加艇数 + 1) 点
DSQ	失格とされた	(当該種目参加艇数 + 3) 点
RDG	救済が与えられた	救済で与えられた得点
PTP	出艇・帰着申告等の手続きに違反した	(着順 + 3) 点又は(当該種目参加艇数 + 1)点のいずれか小さいほうの得点

17.2 大会が成立するためには、1レースを完了することを必要とする。

17.3 艇のレースの得点は、完了した全てのレースの得点の合計とする。

17.4 タイ(レースの得点の合計が同点)の場合は、競技規則付則 A 8を適用し、これを解くものとする。

## 18 安全規定

18.1 出艇時及び帰着時における申告は、署名による方式を採用する。

18.2 出艇しようとする競技者は、当日の当該クラスの最初のレースの予告信号の60分前からレース委員会事務局に用意される用紙に署名し出艇しなければならない。

18.3 レース終了後、競技者は速やかに帰港すること。帰着した競技者は、直ちに、レース委員会事務局に用意される用紙に帰着申告をしなければならない。署名用紙は当該クラスの最終レース終了後60分間用意される。ただし、この時間はレース委員会により延長されることがある。

18.4 レースからリタイアした艇は、できるだけ速やかにレース委員会(レースコミッティポート等)に伝えなければならない。

18.5 すべての競技者は、海上にいる間有効な浮力を有するライフジャケットを着用しなければならない。

18.6 すべての競技者は、レース艇の転覆又は故障等により、自力での航行が不可能と判断したときは、直ちに近くにいるレースコミッティポート等に救助を求めなければならない。

18.7 レース委員会は、レース艇の転覆等により、乗員が危険な状態に陥ったと判断したときは、乗員の意思にかかわらず、救助を行うことがある。

18.8 上記 18.6 及び 18.7 の場合における記録上の取扱いはDNF(フィニッシュしなかった)とする。

## 19 無線通信

レース艇は、レース中無線通信を行なってはならず、またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

## 20 賞

第1位から第4位までに賞状を授与する。

## 21 責任の否認

すべての競技者は、競技規則4「レースをすることの決定」に示すように、競技者自身の判断と責任によってレースに参加しているのであり、主催団体、関係団体及び個人は、この大会及びレースに関連して競技者が被った疾病、負傷(精神的外傷を含む。)若しくは死亡等の人的損害及びレース艇の損傷等の物的損害に対する責任は一切負わないものであること。

## 22 環境への配慮

本大会においては、レース艇から海上へのゴミの投棄は厳重に禁止する。これに違反して、海上にゴミ類を投棄した艇は、すべてのレースにおいて失格とされることがある。

以上